

**2022-2024 年度課題別研修**  
**「生物多様性国際目標に向けた沿岸・海洋生態系保全管理」に係る**  
**参加意思確認公募について**

独立行政法人国際協力機構沖縄センター（以下、「JICA 沖縄」という。）は、以下の業務について、参加意思確認書の提出を公募します。

本業務は、開発途上国から研修員として日本に招いた生物多様性保全分野の開発の中核を担う人材に対し、所定の案件目標等を達成するべく、脆弱な沿岸・海洋生態系保全に関する必要な知識や技術に関する研修を行うものです。

本業務の遂行にあたっては、一般財団法人自然環境研究センター（以下、「特定者」という。）を契約の相手先として、JICA 所定の基準に基づき経費を積算したうえで契約を締結する予定です。

特定者は、サンゴ礁保全等を含む生物多様性や自然環境保全分野に関して、学術分野、民間分野を含む人材ネットワークを有する機関であり、多様な講師を招へいでき、以下の「2 応募資格」を満たし、本件業務を適切に実施し得る要件を備えています。特定者以外の者で応募資格を満たし、本業務の実施を希望する者の有無を確認する目的で、参加意思確認書の提出を招請する公募を実施します。

## 1 業務内容

- (1) 業務名：2022-2024 年度課題別研修「生物多様性国際目標に向けた沿岸・海洋生態系保全管理」に係る研修委託契約
- (2) 案件概要：別紙2「研修委託業務概要」のとおり
- (3) 実施期間（2022 年度）：2022 年 11 月 8 日～2022 年 12 月 20 日（予定）
- (4) 契約履行期間（2022 年度）：2022 年 9 月 8 日～2023 年 2 月 28 日（予定）

※2023 年度、2024 年度の実施方法、実施時期未定。契約履行期間には、事前準備期間及び事後整理期間を含む。

※新型コロナウイルス感染症（COVID-19）の感染拡大等の影響により、2022 年度は遠隔研修を実施します。

## 2 応募資格

- (1) 基本的要件：
  - 1) 公示日において、令和 04・05・06 年度全省庁統一資格の競争参加資格（以下、「全省庁統一資格」という。）を有する者。又は、当機構の審査により同等の資格を有すると認められた者。
  - 2) 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）又は民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）の適用の申し立てを行い、更生計画又は再生計画が発効していない者

は、参加意思確認書を提出する資格がありません。

- 3) 当機構から「独立行政法人国際協力機構契約競争参加資格停止措置規程」(平成20年10月1日規程(調)第42号)に基づく契約競争参加資格停止措置を受けていないこと。具体的には以下のとおり扱います。
  - ア. 資格停止期間中に提出された参加意思確認書は、無効とします。
  - イ. 資格停止期間中に公示され、参加意思確認書の提出締切日が資格停止期間終了後の案件については、参加意思確認書を受け付けます。
- 4) 競争から反社会的勢力を排除するため、参加意思確認書を提出しようとする者(以下、「提出者」という。)は、以下のいずれにも該当しないこと、及び当該契約満了までの将来においても該当することはないことを誓約していただきます。具体的には、参加意思確認書の提出をもって、誓約したものとします。

なお、当該誓約事項による誓約に虚偽があった場合又は誓約に反する事態が生じた場合は、参加資格を無効とします。

  - ア. 提出者の役員等(提出者が個人である場合にはその者を、提出者が法人である場合にはその役員をいう。以下同じ。)が、暴力団、暴力団員、暴力団関係企業、総会屋、社会運動等標榜ゴロ、特殊知能暴力集団等(各用語の意義は、独立行政法人国際協力機構反社会的勢力への対応に関する規程(平成24年規程(総)第25号)に規定するところにより、これらに準ずる者又はその構成員を含む。以下、「反社会的勢力」という。)である。
  - イ. 役員等が暴力団員でなくなった日から5年を経過しないものである。
  - ウ. 反社会的勢力が提出者の経営に実質的に関与している。
  - エ. 提出者又は提出者の役員等が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、反社会的勢力を利用するなどしている。
  - オ. 提出者又は提出者の役員等が、反社会的勢力に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的若しくは積極的に反社会的勢力の維持、運営に協力し、若しくは関与している。
  - カ. 提出者又は提出者の役員等が、反社会的勢力であることを知りながらこれを不当に利用するなどしている。
  - キ. 提出者又は提出者の役員等が、反社会的勢力と社会的に非難されるべき関係を有している。
  - ク. その他、提出者が東京都暴力団排除条例(平成23年東京都条例第54号)又はこれに相当する他の地方公共団体の条例に定める禁止行為を行っている。
- 5) 法人として「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等

関する法律」及び「特定個人情報の適正な取扱いに関するガイドライン（事業者編）（平成26年12月11日特定個人情報保護委員会）」に基づき、個人情報及び特定個人情報等（※1）を適切に管理できる体制を以下のとおり整えていること。

（中小規模事業者（※2）については、「特定個人情報の適正な取扱いに関するガイドライン（事業者編）」別添「特定個人情報に関する安全管理措置」に規定する特例的な対応方法に従った配慮がなされていること。）

- ア. 個人情報及び特定個人情報等の適正な取扱いや安全管理措置に関する基本方針や規程類を整備している。
- イ. 個人情報及び特定個人情報等の保護に関する管理責任者や個人番号関係事務取扱担当者等、個人情報及び特定個人情報等の保護のための組織体制を整備している。
- ウ. 個人情報及び特定個人情報等の漏えい、滅失、き損の防止その他の個人情報及び特定個人情報等の適切な管理のために必要な安全管理措置を実施している。
- エ. 個人情報又は特定個人情報等の漏えい等の事案の発生又は兆候を把握した場合に、適切かつ迅速に対応するための体制を整備している。

（※1）特定個人情報等とは個人番号（マイナンバー）及び個人番号をその内容に含む個人情報をいう。

（※2）「中小規模事業者」とは、事業者のうち従業員の数が100人以下の事業者であって、次に掲げる事業者を除く事業者をいう。

- ・ 個人番号利用事務実施者
- ・ 委託に基づいて個人番号関係事務又は個人番号利用事務を業務として行う事業者
- ・ 金融分野（金融庁作成の「金融分野における個人情報保護に関するガイドライン」第1条第1項に定義される金融分野）の事業者
- ・ 個人情報取扱事業者

（2） その他の要件：

- 1) 案件受託上の条件として、2022年度案件を第1回目として受託し、2024年度まで計3回、本案件を受託可能であること。なお、2022年度案件を受託した者とは、業務実施状況に特段の問題がない限り、2024年度案件まで継続契約を行う予定です（ただし、研修対象国の状況等予期しない外部条件の変化が生じた場合を除く）。また、契約は、年度毎に、業務量、価格等について見直しを行なったうえで締結します。
- 2) 業務を総括するための業務責任者を選任し、JICA 沖縄担当職員と密接な連絡

を保ちつつ、研修業務が円滑に進むような体制を構築すること。

3) 業務総括者は生物多様性保全分野の研修実施の経験を有すること。

### 3 手続きのスケジュール

(1) 参加意思 確認書の提出	提出期間	2022年6月15日(水) 12:00
	提出場所	〒901-2552 沖縄県浦添市字前田 1143-1 JICA 沖縄 研修業務課
	提出書類	参加意思確認書、応募要件に該当する全省庁 統一資格を有していない者は、参加意思確認 書に記載の提出資料一式(写し可)
	提出書類	参加意思確認書(別紙3)、同確認書で提出を 求められている資料等
	提出方法	郵送
(2) 審査結果 の通知	通知日	2022年6月22日(水)
	通知方法	メール
(3) 審査結果 についての理由 請求	請求場所	〒901-2552 沖縄県浦添市字前田 1143-1 JICA 沖縄 研修業務課
	請求方法	メール
	請求締切日	2022年6月29日(水)
	回答予定日	2022年7月6日(水)
	回答方法	メール

### 4 その他

- (1) 提出期限を過ぎて提出された参加意思確認書等の提出書類は無効とします。
- (2) 参加意思確認書等の提出書類の作成及び提出に係る費用は、提出者の負担とします。
- (3) 提出された参加意思確認書等は返却しません。
- (4) 機構は提出された参加意思確認書等の提出書類を、その審査の目的以外に提出者に無断で使用しません。
- (5) 提出期限以降における参加意思確認書等の提出書類の差し替え、及び再提出は認めません。
- (6) 審査の結果、応募要件を満たさなかった者は、書面によりその理由について説明を求めることができます。(上記3(3)を参照ください。)
- (7) 公募の結果、応募要件を満たす者がいない場合は、特定者との随意契約手続きに移行します。また、応募要件を満たす者がいる場合は、指名による企画競争若しくは指名競争入札を行います。その場合の手続き詳細は、応募要件を満たす者及び特定者に対して連絡します。
- (8) 予算その他機構の事情により、当該手続きを中止する場合があります。

- (9) 手続きにおいて使用する言語及び通貨：日本語及び日本通貨に限ります。
- (10) 契約保証金：免除します。
- (11) 共同企業体：共同企業体の結成を認めません。

以 上

2022-2024 年度課題別研修  
「生物多様性国際目標に向けた沿岸・海洋生態系保全管理」  
研修委託契約 業務概要

以下の記載は、2022 年度に係るものである。2023 年度、2024 年度については、別紙1「業務仕様書」2. 応募要件（2）その他の要件1）を参照。

1. 研修コース概要

(1) 研修コース名

生物多様性国際目標に向けた沿岸・海洋生態系保全管理

(2) 技術研修期間（予定）

【遠隔研修】2022 年 11 月 8 日～2022 年 12 月 20 日

(3) 研修員（予定）

1) 定員：12 名

2) 研修対象国：フィリピン、モルディブ、フィジー、ミクロネシア、バルバドス、メキシコ、コートジボワール

3) 研修対象組織・対象者

沿岸及び海洋生態系保全業務に携わる中央及び地方行政機関

(4) 研修使用言語

英語

(5) 研修の背景・目的

貧困、経済成長に伴う水・海洋汚染の拡大、観光開発、過剰・違法漁業、自然災害や気候変動等の影響によって、近年、沿岸部の生態系破壊や生活環境の劣化が課題となっている。開発途上国でも環境税の導入や国際サンゴ礁イニシアティブ（ICRI）等のサンゴ礁保全にかかる国際イニシアティブに参加するなど、沿岸生態系の保全に積極的に取り組んでいる国もあるが、多くの国では沿岸生態系の保全やその利用を通じた地域の持続的発展を両立させるための仕組みが整備されていない。

日本の中でも沖縄は、サンゴ礁を始めとした沿岸生態系を主産業である観光の主軸としてきたことから、保全を開発の歴史が長く、複数の好悪事例を比較検討することが出来る。また、保全に伴う行政の財政上の負担を軽減するためには、産業界と連携して生態系を活用していくことも必要であるが、この点でも学ぶ所が多い。また、保護地域設定を行う場合、保護地域内・周辺地域の住民と資源利用に係る十分な調整が重要である。

本研修では、沿岸・海洋生態系を対象とし、日本の地域制自然公園の管理

手法に加えて、自然との共生社会を目指す日本の里山・里海の理念・活動を理解し、民間参加型あるいは地域住民の主体的な参加（協働）による効果的な保護地域管理（保全活動/普及 啓発）と自然資源の持続的利用（エコツーリズムなど）のための知識や教訓を習得する。

（6）案件目標

沿岸・海洋生態系の保全と持続的利用とを両立させるために必要な知識を備えた人材が育成され、自国における効果的な保護地域保全管理に係るアクションプランを策定する。

（7）単元目標（アウトプット）

1. 日本の保護地域管理の特徴（地域制自然公園、協議会方式管理）を理解し、自国保護地域における自然環境保護・利用・管理運営上の優先課題及び具体的な改善案について説明できる。
2. 沿岸・海洋保護地域における海洋生物（サンゴ、マングローブ含む）の保護と管理、及び外来種対策について理解し、自国現状を踏まえた優先課題及び具体的な施策強化案について説明できる。
3. 沿岸・海洋保護地域バッファゾーン管理の手段として、自国現状を踏まえた具体的な里海保全の推進案について説明ができる。
4. 沿岸・海洋保護地域における CEPA 活動と持続可能なツーリズムの必要性について理解し、自国において実行可能な実施案を作成できる。
5. 自国の沿岸・海洋生態系および生物多様性の持続可能な保全・利用・管理の更なる促進のための優先活動計画案を作成できる。

（8）研修内容

1）研修項目

講義・見学・議論・演習をバランス良く配し、以下の内容を含むこと。

1. 自国の保護地域管理の現状と課題、所属組織等に関するカントリーレポート作成（事前活動）。
2. 日本の地域指定制公園管理、流域保全、海洋生物保護管理、保護地域に関わる違法行為対策、外来種対策、里海保全等に係る政策及び取組に関する講義。
3. 愛知目標（資源動員含む）、UNESCO の生物圏保存地域（MAB）や世界遺産（自然・文化）、里山パートナーシップ等保全ツールに関する講義。
4. 防災機能（サンゴ礁・沿岸植生・マングローブ等）を含む生態系サービスの経済価値、資金メカニズム、関連セクター（農業、水産業、観光業等）との関わり・資源利用に関する講義。
5. 地域住民や民間企業との連携の実状（地元ベースの連絡協議会などの設置など）に関する講義および関係者との意見交換会。
6. 環境教育/CEPA 活動に係る講義と実習、および日本の事例との比較を通じた地域共通の課題抽出のためのワークショップ。

7. 日本の事例をベースにした保護区管理や資源管理の問題や課題の解決手法を習得するためのワークショップ。
8. 帰国後実施可能なアクションプランの作成および発表。

## 2) 研修方法

### ア. 講義

テキストやレジュメ等を準備し、必要に応じて視聴覚教材を利用して、研修員の理解を高めるよう工夫する。また講義ごとに特に理解すべきポイントを明確にし、それに重点を置いた教材を使用すること。

### イ. 演習・実験／実習

講義との関連性を重視し、教材を参照しながら講義で学んだ内容の確認と応用力を養えるように工夫し、帰国後の実務により役立つことを目指す。

### ウ. 見学・研修旅行

講義で得られた知見をもとに関係者との意見交換を通じて、事業実施において実践可能な知識・技術を習得できるように努める。行政機関だけでなく民間団体等への訪問も含め、より適応範囲の広い技術が習得できるよう工夫する。また、見学が単に見学に留まらないよう、「振り返り」の場を設けるなどして、講義等との連携による知識の定着や新しい「知」の創造を図る。

### エ. アクションプランの作成・発表

作成・発表にあたっては、各研修員の問題意識について研修員・日本側関係者間で相互理解を深めるよう配慮し、あわせて帰国後の問題解決能力を高めるように努める。

## 3) 当機構が実施するプログラム（※2022年度は遠隔研修のため、実施なし）

### ア. 集合ブリーフィング

来日時事務手続き、滞在諸手当の支給手続き等についての説明を、通常来日の翌日に実施する。

### イ. ジェネラル・オリエンテーション

技術研修に先立って、日本滞在中の必要知識として、日本の政治・経済、歴史、社会制度等についてオリエンテーションを行う。

## 2. 委託業務の内容

### (1) 契約履行期間（予定）

2022年9月8日～2023年2月28日

（この期間には、事前準備・事後整理期間を含みます）

## (2) 業務の概要

1. 当該年度の業務実施方針の検討
2. 研修の質の向上、効率化にかかる業務（共通研修教材の整備等）
3. 沖縄県内自治体、企業、団体、大学、NGO 等との連携およびネットワーク構築ならびに沖縄県側関係者の国際協力への理解促進に係る業務
4. 業務完了報告書、経費精算報告書の作成（次年度の研修計画案を含む）
5. 関係機関との調整

## (3) 詳細

- 1) 研修日程調整及び研修詳細計画書の様式を用いた日程案の作成
- 2) 講師・見学先・実習先の選定
- 3) 講義依頼、講師派遣等依頼及び教材作成依頼文書の作成・発信
- 4) 教材の複製や翻訳についての適法利用の確認
- 5) 講師・見学先への連絡・確認
- 6) JICA、省庁、他関係先等との調整・確認
- 7) 講義室・会場等の手配
- 8) 使用資機材の手配（講義当日の諸準備を含む）
- 9) テキストの選定と準備（翻訳・印刷業務含む）
- 10) 講師への参考資料（テキスト等）の送付
- 11) 講師からの原稿等の取付、配布等の調整、教材利用許諾範囲の確認及び JICA への報告
- 12) 講師・見学先への手配結果の報告
- 13) 研修監理員との連絡調整
- 14) プログラム・オリエンテーションの実施
- 15) 研修員選考の補佐
- 16) 研修員の技術レベルの把握
- 17) 研修員作成の技術レポート等の評価
- 18) 研修員からの技術的質問への回答
- 19) 研修旅行同行依頼文書の作成・発信
- 20) 評価会、技術討論会（各種レポート発表会含む）の準備、出席
- 21) 閉講式実施補佐
- 22) 研修監理員からの報告聴取
- 23) 講義・見学謝金支払い、明細書送付を含む諸経費支払い手続き
- 24) 業務完了報告書作成、経費精算報告書作成
- 25) 関係機関への礼状の準備・発信、資材資料返却
- 26) 上記、遠隔研修となった場合の準備・実施

### 3. 留意事項

- (1) 当機構は、本研修コース実施にあたって英語－日本語の逐次通訳等を行う研修監理員を1名配置予定です。研修監理員は、JICAが実施する研修員受入事業において、JICA、研修員及び研修実施機関の三者の間に立ち、当該言語を使用しつつ（通訳）、研修員の研理解を促進し、研修効果を高め、研修進捗状況を現場で確認する等、研修コースでの現場調整を行う人材です。JICAは登録された研修監理員の中から、研修コースごとに研修コースの特性等を勘案し、諸条件を提示して個別に業務を発注します（委任契約）。
- (2) 研修員及び同行者（上限1名）の研修旅行にかかる国内移動・宿泊については、当機構が別途委託している旅行会社が手配を行います。
- (3) 本業務概要は予定段階のもので、詳細については変更となる可能性があります。
- (4) 研修員受入事業及び研修委託契約の概要を含む研修委託契約の各種ガイドライン、契約書等については、以下 JICA HP を参照願います。

[https://www.jica.go.jp/activities/schemes/tr\\_japan/guideline.html](https://www.jica.go.jp/activities/schemes/tr_japan/guideline.html)

以 上